

## 越谷市立病院診療費請求書（兼）領収書広告掲載に関する基準

### （趣旨）

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）（以下「要綱」という。）に基づき、越谷市立病院が作成する診療費請求書（兼）領収書（以下「領収書」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### （広告の掲載位置）

第2条 広告の掲載位置は、領収書の裏面のうち、市長が指定した位置とする。

### （広告の範囲）

第3条 領収書に掲載する広告は、表面の請求書、領収書、予約票及びくすり引換券の目的を損なわないものとし、領収書の趣旨及び対象者に鑑み、要綱に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 医療法、薬事法、健康増進法等の広告に関する規定のある法令等に抵触するおそれのあるもの
- (2) 葬儀など死を連想させるおそれのあるもの
- (3) その他、市長が不適切と認めるもの

### （広告の規格）

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1 枠あたり 縦 5.5 cm×横 9 cm
- (2) 色は、青色 1 色とする。

### （広告の枠数）

第5条 掲載する広告の枠数は4枠とし、2枠・4枠での申し込みも可とする。

### （広告の掲載部数）

第6条 広告の掲載部数は、100,000 枚とする。

### （広告掲載料）

第7条 広告の掲載料は、1 枠あたり 50,000 円とする。

2 広告主は、当該広告掲載料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

### （広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、広告主の責任及び負担により、広告原稿を市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告主は、広告原稿について写真を使用する場合は、あらかじめ当該写真について、写真製版処理をした上で、提出するものとする。

(広告内容)

第9条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が領収書のイメージを損なうことのないよう、市立病院庶務課及び医事課と調整しなければならない。

(広告掲載料の返還等)

第10条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告することが出来なかったときは、広告掲載料を印刷枚数で除して得た単価に配布できなかった数量を乗じて得た金額を返還するものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。